

◎新潟県告示第1069号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年9月28日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
共生型放課後等デイサービス	デイサービスセンター春日和見附	見附市本町4丁目2番33号	株式会社ワールドステイ	令和3年9月1日
児童発達支援 放課後等デイサービス	こどもサポート教室「きらり」上越校	上越市本町3-2-28 平安Gビル5-A室	株式会社クラ・ゼミ	令和3年9月1日